

大会見舞金規定

本規定は、一般財団法人アールビーズスポーツ財団が主催するマラソン競技大会、自転車競技大会、水泳競技大会（以下「対象の大会」という）に関する見舞金支給に関する事項を定めます。

（給付対象者の定義）

第1条 本規定において給付対象者とは、対象の大会の参加者名簿に氏名が記載されている者全員を言います。

（受給者）

第2条 本規定に定める見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人に支給します。

（用語の定義）

第3条 本規定において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

(1) 中止

中止とは、対象の大会が、大会当日に全く行われなことを言います。

(2) 悪天候

暴風雨等の天候の悪化を言い、地震・津波・噴火などの天災は含みません。

（対象となる事故）

第4条 給付対象者が参加する対象の大会が悪天候により中止となった場合に、一般財団法人アールビーズスポーツ財団は以下に規定する見舞金を支払います。

（中止見舞金）

第5条 前条（対象となる事故）に規定する事故が発生し、その直接の結果として、参加費が一切返還されなかった場合に、参加費の50%を中止見舞金として支払います。

< 傷害保険のご案内 >

本大会参加者の方々全員、以下の補償内容となります。

死亡・後遺障害保険金 1名200万円、 入院保険金額日額 3,000円、






手術保険金 手術の種類によって12万円・6万円・3万円のいずれか、 通院保険金日額 2,000円

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 ブローカー部営業課 03-3259-3947

取扱代理店 マーシュジャパン株式会社 03-5334-8200

保険金をお支払いする場合とお支払いしない主な場合

印を付した用語については、次ページの「印の用語のご説明」を参照ください(各欄の初出時のみ 印を付しています)。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 	事故によるケガ※のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	● 保険契約者や被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒酔い運転※または麻薬等を使用した運転中のケガ ● 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争・暴動等によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくとも、頭(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的見解※のないもの ● 乗用具※によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます)のケガ ● 下記「補償対象外となる運動」によるケガ (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
後遺障害保険金 	事故によるケガ※のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~3%をお支払いします。 (注1) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	[補償対象外となる運動] 山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (注1) 山岳登山は、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)。 (注2) 航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。 (注3) 操縦 職務として操縦する場合を除きます。 (注4) 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます)を除きます。
入院保険金 	事故によるケガ※の治療のため入院(入院に準ずる状態※を含みます)され、平常の生活またはお仕事ができない場合	[入院保険金日額※]×[入院日数または入院に準ずる状態※の日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院※がお支払いの限度となります。事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(注1) 山岳登山は、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)。 (注2) 航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。 (注3) 操縦 職務として操縦する場合を除きます。 (注4) 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます)を除きます。
手術保険金 	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ※の治療※のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術※を受けられたとき	[入院保険金日額※]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)]をお支払いします。 (注) 1回の事故につき、1回の手術に限ります。また、1回の事故につき2種類以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。	(注1) 山岳登山は、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)。 (注2) 航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。 (注3) 操縦 職務として操縦する場合を除きます。 (注4) 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます)を除きます。
通院保険金 	事故によるケガ※のため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院※された場合 (注) 通院されない場合で骨折等のケガを被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものとみなします。	[通院保険金日額※]×[通院日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院※で、90日がお支払いの限度となります。 (注2) 平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注4) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(注1) 山岳登山は、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)。 (注2) 航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。 (注3) 操縦 職務として操縦する場合を除きます。 (注4) 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます)を除きます。

● 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じて、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。

この保険は保険期間中に被保険者が急激かつ外来による日射病または熱射による身体障害を被った場合についても、傷害保険金を支払います。

※印の用語のご説明

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒(注)中毒症状
継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療[※]の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見[※]のないものを除きます。
- 「治療」とは、医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
- 「入院」とは、治療[※]が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「入院に達する状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼（そ）しゃく・言語機能を失っている場合など普通保険約款記載の状態に該当し、かつ、治療[※]を受けた状態をいいます。
- 「入院保険金日額」とは、保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
- 「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術^(注)で、かつ、普通保険約款に手術名が列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的手術名は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
(注)手術
治療[※]を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
- 「通院」とは、治療[※]が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
- 「通院保険金日額」とは、保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転することをいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち、「戦争・暴動等」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。